



「介護予防給付」と「地域支援事業」の見直しの巻

第 7 号
平成 26 年 3 月 4 日
岩手県長寿社会課

平成 27 年度には介護保険制度の見直しが行われますが、今回は地域包括支援センターに特に関わりのある「介護予防給付」と「地域支援事業」の見直しに着目し、制度改正のポイントをまとめ、情報提供します。
なお、資料は介護保険法改正案や社会保障審議会、国会議資料を基に作成しており、今後変更もあり得ますので留意願います。

地域支援事業の充実強化と介護予防給付の見直し(全体像)

現行制度

介護予防給付

- 訪問看護
- 訪問リハ
- 訪問入浴介護
- 短期入所生活介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 福祉用具貸与
- 住宅改修
- など
- (訪問介護、通所介護を除く介護予防給付サービス)

訪問介護・通所介護

地域支援事業

- 介護予防・日常生活支援総合事業

- 介護予防事業

- 包括的支援事業

地域包括支援センターの運営等

- 任意事業

介護給付費適正化事業
家族介護支援事業
その他の事業

見直し後

(H27. 4から順次、H29.4からは全市町村で)

介護予防給付

- ※従来の介護予防給付を継続
- 訪問看護
- 訪問リハ
- 訪問入浴介護
- 短期入所生活介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 福祉用具貸与
- 住宅改修
- など
- (訪問介護、通所介護を除く介護予防給付サービス)

地域支援事業

- 新しい介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

介護予防・生活支援サービス事業

- ① 訪問型サービス
(従来の身体介護・生活援助、掃除・洗濯・ゴミ出し等の生活支援)
- ② 通所型サービス
(機能訓練、ミニデイ、コミュニティサロン、口腔ケア等の教室)
- ③ 生活支援サービス
(配食・見守り等)
- ④ 介護予防支援事業(ケアマネジメント) など
→ サービス、事業主体の多様化

一般介護予防事業

(その他の体操教室等の普及啓発事業等)
介護予防の推進

- 新しい包括的支援事業

総合相談支援業務
権利擁護業務
包括的・継続的ケアマネジメント業務
在宅医療・介護連携の推進
認知症施策の推進
地域ケア会議の制度化による強化
生活支援サービスの基盤整備

- 新しい任意事業

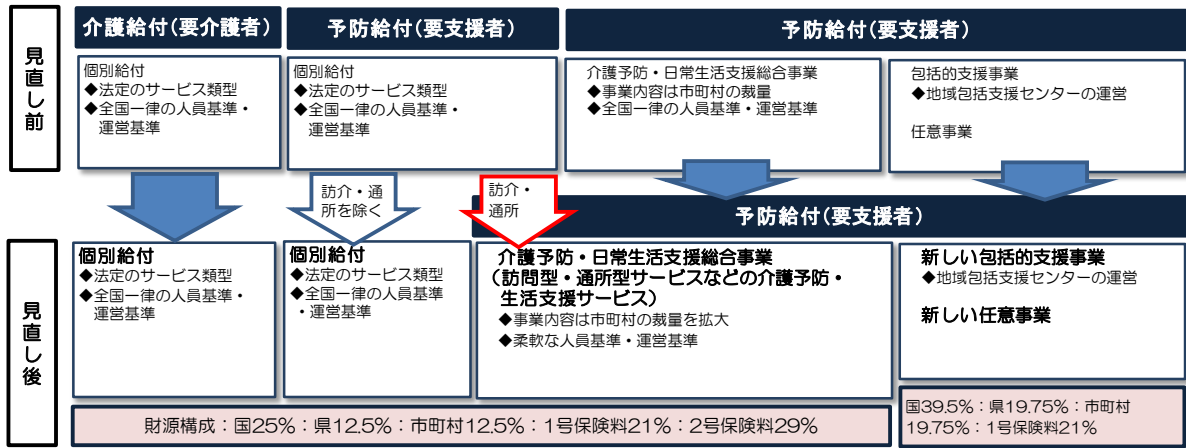
介護給付費適正化事業
家族介護支援事業
その他の事業

地域包括支援センターの機能強化

予防給付（訪問介護・通所介護）から地域支援事業（介護予防・生活支援サービス）への移行



- ポイント**
- ① 予防給付のうち訪問介護と通所介護は地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）へ全面移行し、地域の実情に応じ効率的、効果的に実施。
 - ② 総合事業は平成27年4月施行（あらかじめ条例を制定し平成29年4月まで開始を猶予することが可能。）
（予防給付の訪問介護・通所介護は平成29年度末までに全て事業に移行）
 - ③ 総合事業の事業内容、人員基準・運営基準は市町村の裁量となり、多種多様な実施主体の参入を促進。
 - ④ 見直し後の地域支援事業の上限は、「新しい総合事業」「新しい包括的支援事業」「新しい任意事業」ごとに個別に設定される。
（現行全体3%→見直し後個別設定、ただし事業への移行分は賄えるよう検討。政省令等改正予定。）



新しい総合事業の概要

- 事業の構成**
介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス・通所型サービス・生活支援サービス・介護予防支援事業）
一般介護予防事業
- 事業主体** 市町村
- 実施対象者及び利用手続き**
(1) 要支援者 ケアマネジメントに基づきサービスを利用
(2) 介護予防・生活支援サービス事業対象者 基本チェックリスト等により判定し、ケアマネジメントによりサービス利用
- 実施方法**
(1) 市町村が直接実施又は事業所へ委託
(2) 市町村からあらかじめ指定を受けた事業所が実施
(3) 市町村が事業を実施する団体に補助
- 事業費の単価**
サービス内容に応じた市町村による単価設定を可能とする。
- 利用料**
(1) サービス内容に応じた利用料を市町村が設定する。
(2) 従来の介護給付から移行する訪問型・通所型サービスについては、介護給付の利用料負担割合を勘案し、市町村が設定。
- 事業所**
事業所の指定については、事業所からの指定申請に基づき市町村が指定する。事業所は市町村が定める基準に基づき運営を行う。
ただし、訪問介護・通所介護から移行するサービスは国が基準を示す。
※ その他市町村から委託又は補助を受けて実施する場合もある。
- 限度額管理**
原則利用者個人の限度額管理を実施。
- 事業費の上限**
予防給付から事業に移行する分を賄えるよう設定。（当該市町村の予防給付から移行する訪問介護、通所介護と予防事業の合計額を基本としつつ市町村が設定）



ポイント 市町村が行う事業

今後提供される情報など

- 介護保険事業計画の策定
- 総合事業の単価・基準の設定、利用料の設定
- 事業の指定（みなしあり）
- 生活支援の基盤づくり
- 国保連との調整（事業内容、単価、給付管理、様式、システム等）
- 条例制定（総合事業の施行をH27.4としない場合）

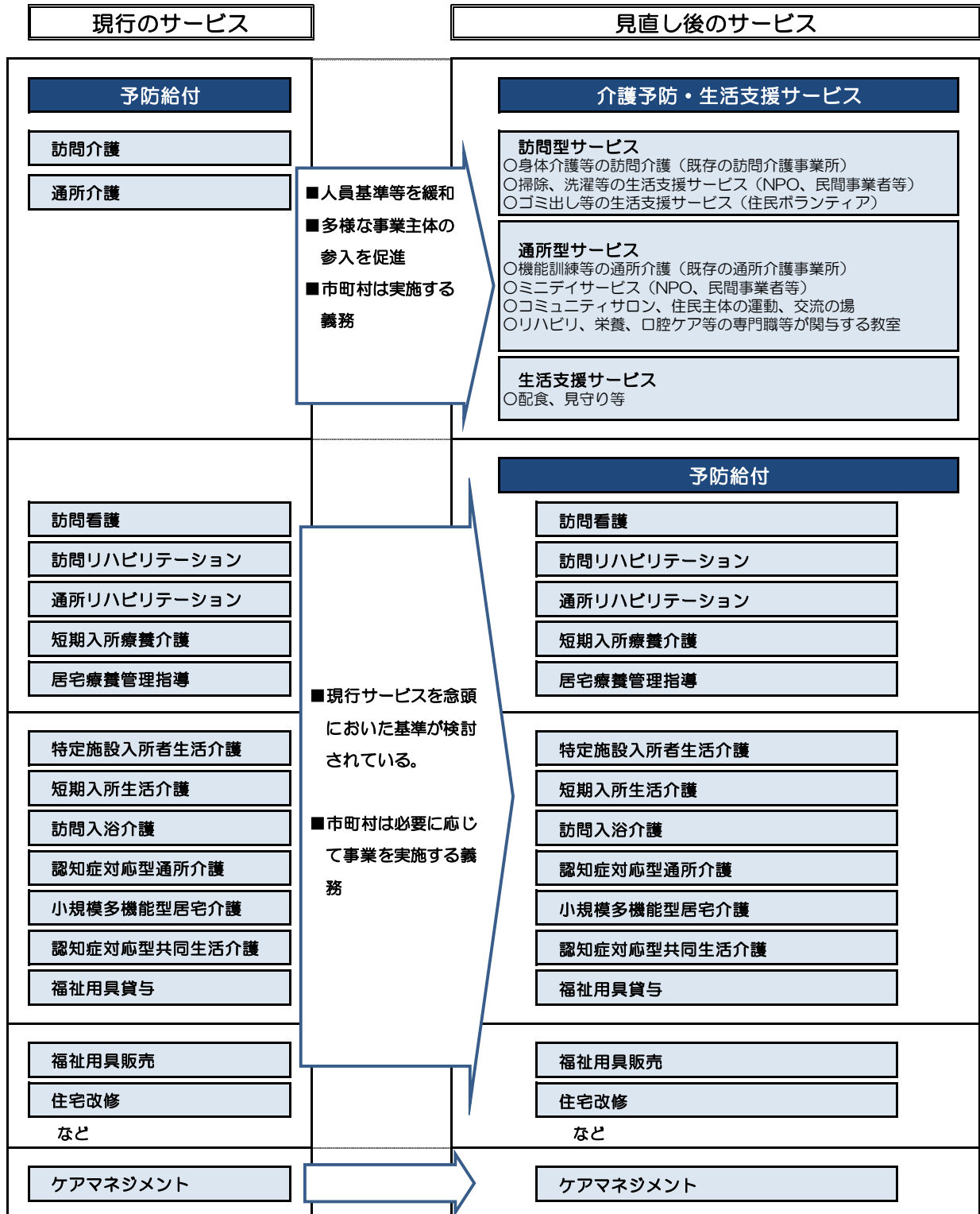
- 予防モデル事業取組事例
- 現介護予防・日常生活支援総合事業の取組事例
- 地域包括ケア事例集
- 総合事業ガイドライン
- 認知症関係資料
 - ・ 認知症初期集中支援チーム研修テキスト
 - ・ 「認知症ケアに携わる多職種研修」に係る研修テキスト等
- 条例制定に参考となる事項

要支援者の介護予防・生活支援サービスの全体イメージ

ポイント



- ①見直し後の訪問型サービス、通所型サービスは従来の身体介護・生活介護を行う訪問介護、機能訓練を行う通所介護事業者に加え、**人員基準等を緩和し、NPO、民間事業者、ボランティアなど多様な事業主体の参入を促進する。**
- ②市町村は**介護予防・生活支援サービス**（訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス）について、**事業を実施する義務がある。**
- ③生活支援サービスについては、**高齢者の「生活支援の担い手」としての社会参加が求められる。**
- ④介護予防給付（訪問介護、通所介護を除く。）については、従来どおりの介護予防給付が行われる。

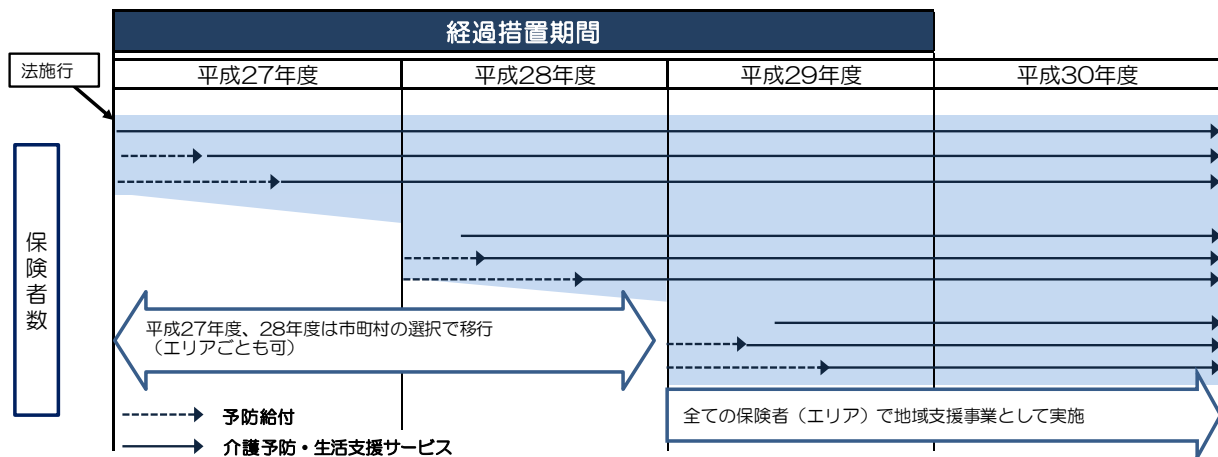


予防給付（訪問介護・通所介護）から地域支援事業（介護予防・生活支援サービス）への移行スケジュール

ポイント



- ①平成29年4月からは全ての保険者で要支援者に対する介護予防・生活支援サービスを開始。
要支援認定期間が最大12か月であることから平成29年度中でも要支援認定期間終了まで予防給付を実施。
→平成29年度末をもって予防給付終了。
- ②平成27年度から平成29年度までは経過措置期間。
→市町村の選択で移行。（エリアごとの移行も可。）
- ④既にサービスを受けている者については事業移行後も必要に応じて既存サービス相当のサービスを利用可能。

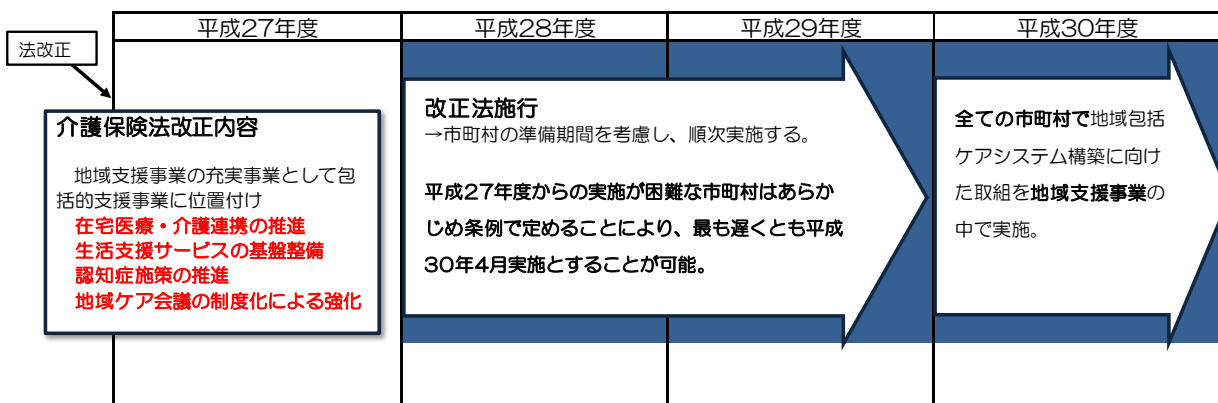


地域包括ケアシステム構築に向けた地域支援事業（包括的支援事業）の充実強化について

ポイント



- ①在宅医療・介護連携の推進など地域包括支援センターの充実強化が、平成27年4月から地域支援事業の包括的支援事業に位置付けられ、取組可能な市町村から順次実施。
（平成30年度からは全ての市町村において地域支援事業で実施。）
- ②在宅医療・介護連携に係る事業を委託する場合、他の包括的支援事業とは別に委託可能。



「ちいきで包む」は、岩手県内市町村の地域包括ケアシステム構築をアシストするため、各地の特色ある取組や、関係する情報を発信する情報紙です。

企画・発行（問合せ先）

岩手県保健福祉部長寿社会課（本号担当：岡本・藤原）平成26年3月4日発行

TEL:019-629-5432 FAX:019-629-5439 E-mail:AD0005@pref.iwate.jp